

対象建築物及び設備の一覧

A. 建築物の一覧表		規模(現行)		
		1年ごと	2年ごと	3年ごと
(1)	○劇場 ○映画館 ○演芸場	3以上の階にあり、かつ、客席の床面積の合計が200㎡(屋外観覧席にあつては2,000㎡)を超えるもの	客席の床面積の合計が200㎡(屋外観覧席は除く)を超えるもの	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
	○観覧場(屋外観覧場を除く) ○公会堂 ○集会場			
(3)	○病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	無し	3以上の階にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
	○旅館、ホテル(簡易宿所を含む)	3以上の階にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの	無し	
(4)	○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)	未指定	未指定	未指定
	○寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)			
	○就寝用福祉施設			
	○体育館(学校に付随する体育館を除く) ○博物館 ○美術館 ○図書館 ○ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場			
	○学校(公立学校を除く)	無し	3以上の階にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
	○百貨店 ○マーケット	無し	無し	
	○公衆浴場	無し	その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの(個室付浴場に限る)	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
(5)	○展示場 ○キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー ○ダンスホール ○遊技場 ○待合 ○料理店 ○飲食店 ○物販店舗	未指定	未指定	

B. 設備等の一覧表		対象(現行)	
		1年ごと	3年ごと
昇降機等	エレベーター	下記以外のエレベーター かこの積載荷重が1トン以上のエレベーターで労働基準法別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場において専ら生産過程の原材料、製品等の運搬又は搬送過程の貨物等の運搬の用途に供されるもの及び一戸建ての住宅に設けられたエレベーター	
	エスカレーター	一戸建ての住宅に設けられたエスカレーター以外のエスカレーター	
	小荷物専用昇降機	指定なし	
準用工作物	観光用エレベーター	全て	
	遊戯施設	全て	
建築設備	換気設備	徳島市の特殊建築物の定期報告対象となっている建築物に設けられた当該設備	
	排煙設備		
	非常用の照明装置		
防火設備	防火設備	指定なし	

規模(法による改正)※	
3年ごと	
①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③主階が1階にない場合 ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	→ グループ③ H30年度
①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	
①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	→ グループ① H28年度
①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②当該床面積が2,000㎡以上の場合	
未指定	→ グループ② H29年度
未指定	
①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③当該床面積の床面積が3,000㎡以上の場合 ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	→ グループ③ H30年度

※該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

対象(法による改正)	
1年ごと	
従前のおとり	→ 従前のおとり
追加 フロアタイプに限る。※1	
従前のおとり	→ 従前の通り(法は指定無し)
追加 ①定期報告の対象となる建築物に設けられる防火設備(随時閉鎖式のものに限る。) ②たて穴区画などにおいて防火設備設置が義務づけられている建築物の内、病院、有床診療所、就寝用福祉施設に設けられる防火設備(随時閉鎖式のものに限る。)	

※1 一戸建て等の個人住宅に設置したものを除く ※2 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上